

高齢者世帯向け住宅（住宅番号⑫木幡河原・住宅番号⑬黄檗）に

申し込まれる方へ

高齢者世帯向け住戸（住宅番号⑫木幡河原・住宅番号⑬黄檗）を申し込まれる方は、次の事項に十分留意してください。

- ・申し込みには、宇治市市営住宅等申込書等のほかに添付している「高齢者世帯申込状況調書」の提出が必要です。

- ・身体に障害をお持ちの方については身体障害者手帳の写しを提出してください。また、障害福祉サービスを受けておられる方は障害福祉サービス受給者証の写しを、介護保険の要介護・要支援認定を受けておられる方は介護保険被保険者証の写しを提出してください。

- ・入居者の決定は、「宇治市市営住宅等申込書」と「高齢者世帯申込状況調書」の記載事項等を基に、市営住宅入居者選考委員会で選考し決定します。

- ・選考の基準は、市営住宅に入居されることでどれだけ自立した生活ができるかなどを住宅困窮度、身体的条件、生活状況等から審査します。

- ・審査により選考された方は、高齢者世帯向け住宅の入居が優先されますので、他の一般住宅を併せて申し込まれた分の抽選は行いません。

- ・決定後に高齢者世帯の要件がなくなった場合は、一般の申込資格があっても入居できません。（募集案内書5ページに記載の高齢者向け住戸の申込資格がなくなった場合）

- ・入居後に高齢者世帯の要件がなくなった場合は、他の市営住宅に転居していただく場合があります。

- ・選考結果について

入居者選考の結果については、個人情報保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、順位・総得点のみ口頭でお伝えすることができます。

申込区分	情報提供を受ける者	内容	期間	場所等
高齢者世帯向け住宅 (住宅番号⑫木幡河原・ 住宅番号⑬黄檗)	左記の申込区分の申込 者	順位 総得点	通知日から2週 間	建設部住宅課 (市役所5階) 8時30分から17時15 分

※入居者資格及び記入内容に関しては、関係機関に照会することがありますので、ご了承ください。